第 3422 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年12月20日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 医業における事業付随収入

Q：私は先日、医院を開業しました開業医です。患者さんからいただく謝礼はどのように取り扱ったらいいのですか？

A：事業所得の総収入金額に算入してください。

【解説】

医者は、患者が退院する際などに謝礼を受け取るケースが多いと思いますが、この謝礼について、雑収入として申告しなかったことが裁判の争点となった事件がありますので要旨をご紹介しましょう。

判決では、退院などの際の謝礼は、社会儀礼の範囲か否かを問わず、事業の遂行に付随して生じた収入として、事業所得の金額の計算上総収入金額に算入すべきであって、そのうち金銭以外の物の価額はその物を取得した時における時価で計算して総収入金額に算入すべきとの判断を示し、課税処分を支持し裁判は確定しました。

したがって、医療行為に対して受け取る謝礼は、それが金銭であっても物品であっても事業所得に算入しなければならないのですが、金銭以外の物品については、その金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額によって計上しなければならず、その価額の評価については、収入時の時価によって計上することとされています。

また、中元や歳暮であっても、その相手方が事業関係者であれば事業付随収入となり、事業所得の総収入金額に算入しなければなりません。